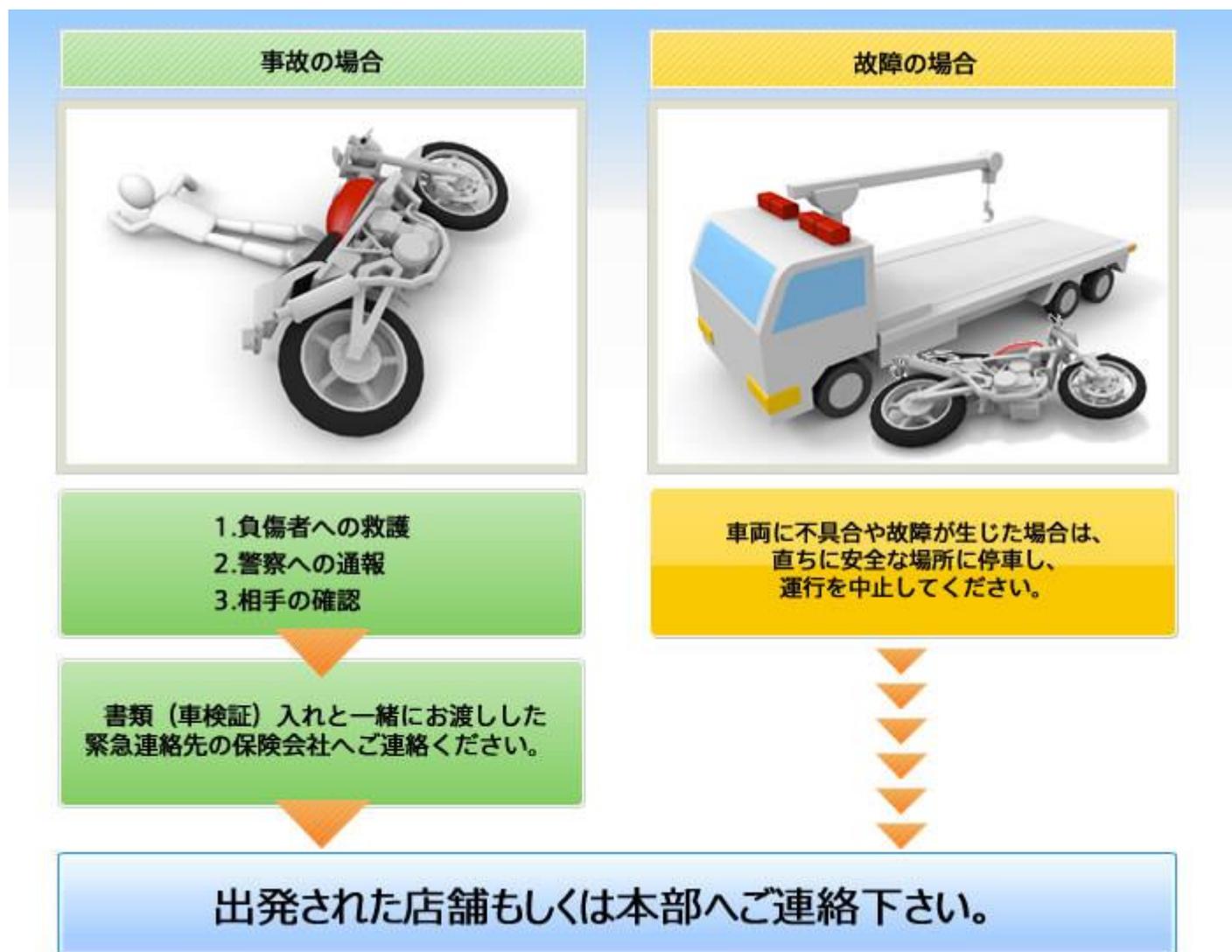


もしも事故に遭ったら

万が一事故が起こった場合は、以下を必ず行ってください。これを怠りますと、保険・補償を受けられない場合があります。



- 警察への届け出が済みましたら、「交通事故証明書」を取得できるよう手続きをしてください。
- 事故現場で相手側と示談はしないでください。保険・補償が適用されなくなります。
- キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず、事故扱いとなります。
- 事故が発生した時点でレンタルバイク契約は終了となります。また、その場合でもレンタル料金のご返却はありません。